

# 地域の見守り活動連絡網

資料 3

## 見守り活動団体

### ① 異変を察知

#### 異変を察知するポイント

- ◆新聞や郵便物が何日もたまっている
- ◆電気が昼、夜ついたままになっている
- ◆何日も洗濯物が干したままになっている
- ◆開封していない通信販売の段ボールがどんどん増えている（消費者被害の疑い） など

### ② 報告

- 異変を察知後、見守り活動団体内で共有。  
把握している対象者の状況等から通報が必要かどうかを判断し、市役所へ通報
- ◆ご近所などに長期不在の連絡が入っているか
  - ◆ひとり暮らしの高齢者か
  - ◆旅行などでの不在ではないか

### ② 緊急時

- ◆警察、救急車へ通報

**宗像警察署**  
☎36-0110

### ③ 緊急時

### ③ 市役所へ通報

**高齢者サービス課**  
☎43-8190  
※休日・平日(早朝・夜間)は警備員室に転送

平日8:30~17:00の連絡は  
◆地域包括支援センターでも可

**地域包括支援センター**  
☎43-0787

### ④ 安否確認

- ◆市と地域包括支援センターで情報共有・訪問
- ◆民生委員・児童委員を通じて確認
- ◆対象者が事前に登録した緊急連絡先に確認